

「もっと県産材を使おう」推進事業実施要領

平成 23 年 6 月 28 日環森第 05-123 号 制定
平成 24 年 4 月 2 日農林水第 30-64 号 一部改正
平成 25 年 4 月 1 日農林水第 30-12 号 一部改正
平成 25 年 9 月 4 日農林水第 30-307 号 一部改正
平成 26 年 4 月 30 日農林水第 30-87 号 一部改正
平成 28 年 5 月 10 日農林水第 30-85 号 一部改正
平成 29 年 4 月 24 日農林水第 30-77 号 一部改正

「もっと県産材を使おう」推進事業の実施については、三重県補助金等交付規則（昭和 37 年 4 月 1 日付け三重県規則第 34 号。以下「規則」という。）、農林水産部関係補助金等交付要綱（平成 24 年 3 月 30 日付け三重県告示第 249 号。以下「要綱」という。）、森林・林業経営課関係補助金等交付要領（平成 24 年 4 月 2 日付け農林水第 30-4 号。以下「要領」という。）及びこれに定めるところによる。

第1 目的

木材は、断熱性能・調湿性能に優れ、衝撃緩和やダニ発生抑制などの多くの効用を有している。また、光合成により吸収した二酸化炭素を、炭素として体内に貯蔵するとともに、製造時に発生する二酸化炭素の放出量が少ないことから、地球環境にやさしい建築材料である。その一方で、国内の木材価格は長期にわたり低迷しており、豊かな森林資源があるにもかかわらず、国内シェアの約7割は輸入木材が占めている。そのため、森林所有者や林家等の木材生産に対する意欲が減退し、伐採後植栽されない未植栽地や放置森林が増え、森林の山地災害防止や水源かん養などの公益的機能が低下してきている。

この状況を打開し、林業の持続的かつ健全な発展を図るには、県産材を積極的に利用し、その収益を山側に還元することが大事であり、「木を植え、育て、収穫（利用）し、また植える」といった「緑の循環」を維持する必要がある。

このことから、本事業では品質や規格の確かな「三重の木」認証材等の県産材の情報発信・販路開拓等に取り組み、県産材利用に関わる関係者のネットワークを強化することで、A材をはじめとする県産材の利用拡大を図るものとする。

第2 定義

- 1 この要領で「補助事業者」とは、「三重の木」利用推進協議会をいう。
- 2 この要領で「事業主体」とは、補助事業者から事業主体の認定を受け、補助事業を行う者をいう。
- 3 この要領で「補助事業者等」とは、補助事業者及び事業主体をいう。

第3 事業内容等

「三重の木」等利用拡大推進事業

(1) 事業主体

補助事業者から本事業の実施者としての認定を受けたもの。

(2) 事業内容

「三重の木」認証事業者が連携して行う一般住宅における「三重の木」認証材等の県産材をPRする取組とし、特にA材の需要拡大につながる取組とする。

(3) 対象期間

原則として、事業実施年度の3月15日までに完了するものとする。

(4) 補助金額

補助金額は補助対象経費の1/2以内とし、1取組あたり200千円を上限として予算の範囲内において支援する。

第4 事業計画の作成等

補助事業者は実施計画書の第1号様式、第1-2号様式及びその他必要な書類を作成したうえ、知事に提出し、その承認を受けるものとする。

また、事業に変更の必要が生じた場合は、変更承認申請書を作成したうえ、知事に提出し、その承認を受けるものとする。

第5 補助金交付申請

補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、知事に要領に定める交付申請書を1部提出するものとする。

第6 実績報告

補助事業者は、事業が完了したときは、要領に定めるとおり知事に実績報告書を1部提出するものとする。

第7 補助対象経費

補助の対象となる経費は、別表1のとおりとする。

第8 その他

1 補助事業者等は、知事が本事業の成果の検証を図ろうとする時は、これに協力しなければならない。

2 事業の実施にあたっては、「三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱」を遵守するものとする。

補助事業者等は、事業の実施にあたり要綱第3条による三重県警察本部への確認を受けるものとし、要綱第8条第1項に定める不当介入を受けたときは、警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと及び知事に報告すること。

3 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項については、別に定めるものとする。

る。

附則 この要領は平成 23 年度事業において適用する。

附則 (平成 24 年 4 月 2 日農林水第 30-64 号) この要領は平成 24 年度事業から適用する。

附則 (平成 25 年 4 月 1 日農林水第 30-12 号) この要領は平成 25 年度事業から適用する。

附則 (平成 25 年 9 月 4 日農林水第 30-307 号) この要領は平成 25 年度事業から適用する。

附則 (平成 26 年 4 月 30 日農林水第 30-87 号) この要領は平成 26 年度事業から適用する。

附則 (平成 28 年 5 月 10 日農林水第 30-85 号) この要領は平成 28 年度事業から適用する。

附則 (平成 29 年 月 日農林水第 30- 号) この要領は平成 29 年度事業から適用する。

別表1 本要領第7に掲げる補助対象経費
 (「三重の木」等利用拡大推進事業)

区 分	内 容
謝 金	PR イベント開催に必要となる講師等への謝金
旅 費	講師等の旅費
需 用 費	消耗品費、印刷製本費
役 務 費	通信運搬費、手数料、普及宣伝費
使用料及び賃借料	会議室、土地建物、その他 PR イベント開催に必要となる機械器具等の借りに要する経費
人 件 費	事業の実施に要する人件費 (補助対象経費の 1/2 以内)